

文書管理に関する諸外国の法整備のあらまし

○アメリカ

- 1810年 国立公文書館法（第1国立公文書館法）を制定
- 1934年 国立公文書館設置法（第2国立公文書館法）を制定
- 1939年 記録処分法（記録の評価、選別、処分等に関する法律）を制定
- 1949年 共通役務庁が創設され、国立公文書館は同庁の一部として統合される。
- 1950年 連邦記録法（アメリカ連邦記録管理法制の骨格が形成される。）の制定
- 1984年 国立公文書館・記録管理局法により、国立公文書・記録管理院（NARA）が共通役務庁から分離独立する。このNARAが、現用文書と非現用文書を通じて、文書のライフサイクル全般を管理する機能を担っている。

○イギリス

- 1838年 公記録館法に基づき、公記録館を創設
- 1877年 公記録館法により、記録廃棄権限が記録長官に付与される。
- 1958年 公記録法により公記録館の管理権限は、大法官に移管され、大法官が任命する公記録館長が公文書のライフサイクル全体に関与するようになる。

○フランス

- 1790年 国立公文書館を設置
- 1979年 文書保存法を制定
- 2004年 文書保存法が文化遺産法に編入される。
フランスでは、国立公文書館が文書管理官を中央行政機関に派遣し、文書管理官が派遣先の職員と協力して文書目録や文書保存表を作成し、現用記録としての保存年限、保存年限満了後の処分等について、国立公文書館と文書作成部局の合意により決定する方式を採用している。

○ドイツ

- 1919年 ライヒ公文書館を設立
- 1988年 連邦公文書館法により、連邦公文書館に法的根拠が付与される。
ドイツでは、歴史的文書の連邦公文書館への移管については、移管元の省と連邦公文書館との協議が行われるが、最終的決定権限は、連邦公文書館が有する。また、連邦公文書館に移管された文書については、何人にも利用請求権が明示的に認められている。

○カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

国立公文書館の長に、現用文書と非現用文書の全体を通じた文書管理の司令塔機能が付与されている。

[宇賀克也著『逐条解説 公文書等の管理に関する法律』4～6頁参照]